

問

・事業説明とは何か

答

事業の概要及び実施方針を関係者の方へご説明するものです。

問

・事業の進め方（流れ）の意味

答

事業説明会等で配付した「事業の進め方」は、あくまで一般的な手順をお示したものであり、地区の状況や事業の効率性等から、順序が前後したり併行する場合がありますが、事業の各段階に応じて事業説明・設計協議・用地説明・工事説明など、関係者の皆様と協議・調整する場を設定し、地域・地区の理解と協力を得ながら進めることとしています。

問

・交通渋滞の意味

答

交通渋滞は、ある時間帯で道路の交通需要（一定時間内に道路を通過しようとする車の台数）がその道路の交通容量（一定時間内に道路を通過することができる車の最大数）を超過し、超過分が道路に滞留する現象です。

交通渋滞の定量的基準については定められていませんが、対策を行うべき主要渋滞ポイントについては、「人口集中地区においては渋滞長1 kmもしくは通過時間が10分以上、それ以外の地区では渋滞長500 mもしくは通過時間が5分以上の交差点とする」との考え方で選定し、重点的に整備・改善に努めているところです。

問

・福山市の慢性的渋滞の解消の為と言っているが、瀬戸～蔵王まで朝夕のラッシュはあったが慢性的（とは、いつも・ず〜っと・とぎれることなく）とは思わない。理由を説明して欲しい。

答

朝夕の混雑時には、一般国道2号においては、神島橋西詰交差点、府中分れ交差点、

明神交差点の主要渋滞ポイントを中心に、慢性的な渋滞がおきています。

<一般国道2号の混雑度>

津之郷町	1.38
西桜町2丁目	1.31
手城町	1.48

※混雑度：交通容量に対する交通量の比で、1以上ならば容量超過。

問

・福山道路は高規格幹線道路にしなければならなかったのか、その理由

答

全国的な高規格幹線道路と一体となって、高速交通体系の役割を果たし、地域間の交流、周辺地域との連携、空港や港湾といった広域交流拠点との連結など、地域経済の活性化に貢献する規格の高い道路を「地域高規格道路」といいます。福山道路は、質の高い走行性を確保し、沿線諸都市の活力を向上させるため、岡山県倉敷市と広島県福山市を結ぶ地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部に指定されています。

問

・現在引かれているルートは全線で<350軒>もの家を壊して造ると聞かすが、住宅地を通さないようにという住民の要求はどう見直されたのか説明して欲しい。

答

公共事業の位置選定は必ず利害関係を生じる事から、どの場所・位置を選定しても、相反する御意見が出て参りますが、特に細く長い用地を必要とする道路のルート選定では、その状況が顕著に表れます。

このため、ルート発表や計画案の公表などでも公平性が求められており、特にルートは公正・適切に選定される必要があり、個々の思惑等が反映される事が無いよう、一定のルールに基づいて選定されています。

また、ルート選定に当たっては、河川法など様々な法律との整合が必要となり、安全性・走行性の確保を第一に、道路の規格や位置付けによって、その機能が十分に発揮できるルートを選定する事が重要です。

福山道路等の幹線道路においては、既存の幹線道路と有機的に連絡して、交通処理の理想的な形とされる放射環状型の幹線道路網を実現する事が最大目標です。

よって、最初に各関係道路の結節箇所を検討して、河川はできるだけ直角に近い角度で渡河するなど関係法令との整合を図りながら、遺跡や歴史的文化施設などをコントロールポイントに、安全性・走行性確保の観点から道路構造令で定められている曲線半径や勾配をクリアする中で、経済性・施工性等を総合的に検討して決定されています。

問

- ・詳細設計計画のための測量について測量を拒否された方は図面において詳細設計は当然されていないだろうが、穴のあいた詳細設計を作るつもりなのか、それとも拒否された方のところはルートをはずして設計したのか説明してほしい

(18.4.19追加) 質問に書いたような詳細設計をしないのならば、その根拠を示して欲しい。

答

詳細設計の基となる地形図については、平成16年12月から、公共用地及び立ち入り了解を頂いた土地において地形測量等の現地調査を行うとともに、立ち入り了解を頂けなかった土地に関しては、空中写真を基にした地形図等で補完し、全体を完成させています。

道路詳細設計につきましては、この完成した地形図をベースに道路構造令等に基づき行っており、今後、山北地区の設計協議に用いることとしています。

なお、地形図には、立ち入り了解を頂けなかった土地も含まれていますが、上記作業により道路詳細設計を行うことは、法律その他に抵触するものではなく、都市計画決定に基づき、国・県・市が連携し一体となって事業を進めていく必要があることから、問題ないと考えています。

問

- ・以前に測量に反対されているのはどなたかと聞いたところ、この件は個人情報なので教えることはできないとの返事であった。では、詳細設計図を張り出すことによって個人情報は当然流出すると思うが張り出すことはしないと考えるのか聞きたい。

答

道路詳細設計図には、法に定義される個人情報は含まれておりませんので、「設計協議」では、他地区の会場と同様に図面を掲示し、地元に関係の深い付け替え道路や水路構造等について、関係者の方々にご説明します。

問

- ・質の高い走行性とは何か、なぜ福山道路に必要なのか説明して欲しい。

答

福山都市圏の交通渋滞の大きな要因は、交通量が既存の幹線道路の処理能力を上回っていることや、幹線道路間の結節が弱く十分に機能していない点にあります。

このため、都市圏の交通処理として大きな課題である南北交通の機能強化や東西交通の機能補完を図るとともに、最も効率的な処理が可能とされる放射環状型の幹線道路網を形成する必要があります。

その中で、福山道路は、交差交通がないように処置し、沿道アクセスを制限すること等により、80 km/hの速度サーブिसを提供できる規格の高い道路として整備し、質の高い走行性を確保することとしています。

問

・境界立会に参加しない時、境界立会はできるのか。

答

複数の方の境界立会が必要な土地において、立会に参加頂けなかった場合は、参加された方のお考えを現地で示していただき、後日、参加頂けなかった方にご確認頂くこととなります。

問

・用地測量及び用地調査を拒否した場合どうするのか。

答

ご承諾頂けるよう努め、ご承諾を頂いた方につきましては用地測量及び用地調査を実施いたします。

問

・用地買収は何を基準に行うのか知らせて欲しい。

答

国では「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定 改正平成14年7月2日閣議決定）」を定めています。国土交通省は、この要綱に準じて「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号 改正平成14年7月12日国土交通省訓令第59号）」を定め、これに基づき用地補償を行っています。詳細につきましては、用地調査の結果をもとに、ご説明いたします。

問

・福山市瀬戸町■■■■■■■■■■の宅地ならびに薬師堂は山北町内会の土地なのだが町民全体の許可なく立ち入ったのか（薬師堂は山北の方が世話をし、お参りしている又この土地の貸し借りは町内会に入っている）

答

福山市瀬戸町[REDACTED]の土地と思われませんが、この土地については、登記簿では所有者の欄に町名字名のみが登記されている土地であることから、集落や村などが所有していた土地と考えられます。

現段階では、所有者が確定していませんが、一般的にこのような土地の場合はその村や集落が帰属している市町村の財産としての色彩が強い土地と判断されることから、福山市の所有地とみなし、現地調査を実施したものです。

問

- ・福山道路の問題が出て町は二分し、あいさつもできない状況になっている。このような状況になった責任は、どう取るつもりなのか（このような状況に追い込んだのは貴方方なのです。責任をきちんと取るべきです）

答

関係地区における合意形成は「設計協議」等の中で図っていくこととしています。

問

- ・取り付け道路から出入りする車が生活道路に入ってくるわけですが、生活道路が大変危険な状況になるとは御存知とは思いますが、そこまで考えてのルートなのか。そんなことは知らないと放置した考えのルートなのか説明が欲しい。

答

現在、一般国道2号等の幹線道路の現道においては、朝夕中心に交通渋滞が発生しているため、渋滞を避けようとする通過交通が、市道等の生活道路に迂回している状況が見られています。

福山道路等の幹線道路網を整備することにより、それら迂回している通過交通が本来通行すべき幹線道路に転換するとともに、市道等の生活道路は本来担う機能を回復し、現在よりも安全性等が向上するものと考えています。

問

・国・県ならびにこの道路にともなう福山市の負担はいくらなのか、又瀬戸住民には大変な負担をかける道路であるが、この道路が付くことによって、国・県・市・瀬戸住民はどのくらい潤うのかお示し下さい（およその金額でよろしい）。何も得るものがないのに道路をつけるとすれば理由をお知らせ下さい。

答

福山市については、原則として、福山道路、福山西環状線及び福山沼隈道路3路線の本線整備に対する負担はありませんが、詳細設計を基に関係地区と具体的な協議を行う場となる「設計協議」では、本線事業者が行う機能補償等以外に、生活環境整備等についても協議するため、関連事業の中には福山市の財政負担を伴う事業もあります。

しかし、「設計協議」の進捗は地区ごとにバラツキがあるため、現段階では3路線の整備に関連する福山市の総負担額は確定しておりません。

また、3路線がもたらす便益は次のとおりです。

●福山道路（瀬戸町長和～赤坂町L=3.3km）

	走行時間 短縮便益	走行費用 短縮便益	交通事故 減少便益	合計
基準年	平成17年度			
基準年における現在価値	404億円	46億円	24億円	474億円

●福山西環状線

	走行時間 短縮便益	走行経費 減少便益	交通事故 減少便益	合計
基準年	平成11年度			
基準年における現在価値	2,442億円	142億円	9億円	2,593億円

●福山沼隈道路

	走行時間 短縮便益	走行経費 減少便益	交通事故 減少便益	合計
基準年	平成12年度			
基準年における現在価値	1,202億円	74億円	14億円	1,290億円

問

- ・先日（2月28日）に出された照査はたった28日間の調査と聞き、驚きました。もの作りに対する基本的なものとして、人間の健康と生命を大切にすることを大切にすることを考える必要があると思います。そういう点で私は大変に不満に思っています。年間を通した環境影響評価を示して下さい。できないのであれば、その理由をお示し下さい。

答

平成10年の建設省令で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の標準的な予測手法が定められており、その中で四季の現地観測期間が春夏秋冬それぞれ1週間と定められています。これは、大気質の年平均値を精度良く推定することができ、予測精度を確保する気象データが得られることによる他、1週間には社会活動や気象の変動の周期が含まれることなどが考慮されています。

問

- ・2004年7月6日事業説明会の主な質問意見について事業全般とは何がふくまれるのですか。又、質疑なしの意味が理解できません。説明を要します。
- ・今回書かれた意図を示してほしい。
- ・その中に含まれる分野は、何があるのかお示し下さい。

答

書面「瀬戸学区事業説明会の主な質問・意見」（2004年7月6日開催）に記載する項目立ては、平成13年度事業化時の説明会において用いた「事業説明会」「事業全般」「構造等」「環境」「現地調査」「用地」「都市計画決定」「その他」といった項目を基本的に踏襲しており、ご質問の「事業全般」の項目には、事業費、事業スケジュール、工事等事業全般に係る内容を整理しています。

また、「質疑なし」としたのは、2004年7月6日開催の事業説明会において「事業全般」の項目に係る主たる質疑がなかったためです。

なお、過去の同書面において、質疑がなかった項目の表示方法は必ずしも一様になっていませんが、2003年9月29日瀬戸学区説明会以降は、質疑のなかった項目については、その旨を記載し整理しています。

## 問

- ・2006年3月27日の不適切な行為の是正について差し出し人が福山河川国道事務所調査設計第二課長個人の手紙なのでしょうか。国土交通省そのものが出されたものなのか。お知らせ下さい。
- ・町民にとって大切な事業説明会は回覧という手軽さで知らされ自分達の要求は税金から普通郵便料金の9倍以上の料金で出されている。この件についての見解をお示し下さい。
- ・このたびの勉強会は最後に司会者が言ったように「説明会が一方的に打ち切られたことにより怒りがあり不穏当な発言があったように思いますがすみませんでした。」と云っている。この住民の怒りをどう受け止めているのか見解をお示し下さい。
- ・勉強会はなぜやったのでしょうか。貴方達が町の間人間関係を壊し、終のすみか、ふるさとを取るといふ問題を投げかけたゆえに私費を投じ多くの時間をついやし、この問題に取り組んでいるのです。こんな問題を投げかけた貴方達が要望に応じてやったのと言わんばかりの文面に怒りを感じます。それなら道路問題を白紙に戻しなさい。税金も使わないですむし、要求書も残業もしなくてすむと思う。見解をお示し下さい。
- ・「残業手当がもらえて良かったな。」との発言文章、会を終えての件、その場できちんと反論すべきことと私は思います。道路問題が持ち込まれることにより、この問題を理するため多くの時間・私費を投じこの問題と取り組んできました。夜出たからといって残業手当がもらえるものではありません。強い遺憾の意を表明したいのは私達です。白紙に戻せばいいのです。見解をお聞かせ下さい。
- ・職員的心を著しく傷つけるものとあるが、道路問題が入ることにより住民の心はズタズタに傷つき、終のすみ家を取っていく貴方達は、私達に大きな心の傷をおわせていることは御存知なのでしょうか。すべての問題は福山道路を作ることから発生しています。白紙に戻せば解決することと考えます。見解をお聞かせ下さい。

## 答

2006年(平成18年)3月27日付け「不適切な行為の是正について(要求)」は、国土交通省、広島県及び福山市の各事業担当課長等を差出人とした行政からの文書であり、この度の「勉強会」の運営に係る重要な事項であるため、配達記録郵便(料金210円)にて送付したものです。また、2006年3月20日に団体が主催された勉強会に係る見解は同文書にあるとおりです。

なお、ご質問にある「このたびの勉強会は最後に司会者が言ったように」に続く引用部分について、当方で行政側出席者に確認したところ、同部分の主旨を聞いた者はおりません。